

手話言語条例制定への考えは

協議・議論し仕上げる必要あり



はまむら みか 議員  
濱村 美香

**問** 毎年9月には防災避難訓練、11月には夜間想定<sup>の</sup>避難訓練が実施されている。訓練のお知らせや、訓練時の説明など、音声での情報の受け取りが難しい、ろう者に対する情報提供は。

**問** 手話が音声言語と同様に言葉であることを認める「手話言語条例」について、町の考えを問う。

**答** 松本町長

ろう者にとって手話は、日常生活を営む上で大切な言語であると認識している。

制定にあたり、町民の役割、事業所の役割、施策の基本方針を明確にしながら、時間をかけて協議、議論しながら仕上げていく必要がある。

**答** 徳廣情報防災課長

訓練等の周知は、広報に合わせてチラシを配布が、ケーブルテレビでの文字による放送も行い、視覚で確認できるように工夫している。個別にラインでお知らせする場合もあるが、福祉部局と協議し、より細かく情報提供できるよう対応する。訓練時、手話の活用や、筆談でのやり取りができるように工夫していく。



意思疎通支援を活用し、手話通訳で議会傍聴(議事堂傍聴席)

**問** 避難場所でのろう者に対する配慮はあるか。

**答** 徳廣情報防災課長

現在特別な配慮はできていない。

健康福祉課を中心に、進めている個別避難計画をもとに訓練を実施し、必要な配慮、必要物品等を検討していく。

**問** 告知放送や緊急放送が聴こえない、聴き取れない方への支援や配慮はあるか。

**答** 徳廣情報防災課長

告知放送は、一般放送と緊急放送があり、緊急放送は、災害時に使用され、強制的に最大音量で流れ、告知放送端末機の

赤色ランプが点滅し、視覚的にもわかるようになってきている。

**問** 手話や要約筆記の支援が受けられる意思疎通支援の実施状況を問う。  
また、音声の代わりに文字等で連絡を行う「障がい者用通信装置」と、字幕放送での視聴や、緊急信号を受信し光で知らせることのできる「聴覚

障がい者用情報受信装置」の補助実績は。

**答** 佐田健康福祉課長  
意思疎通支援の令和2年度の利用件数は、延べ41件。病院受診や公共機関での手続きの際に利用されている。  
平成19年から令和3年8月末までに障がい者通信装置は4件、聴覚障がい者用情報受信装置は1件。

